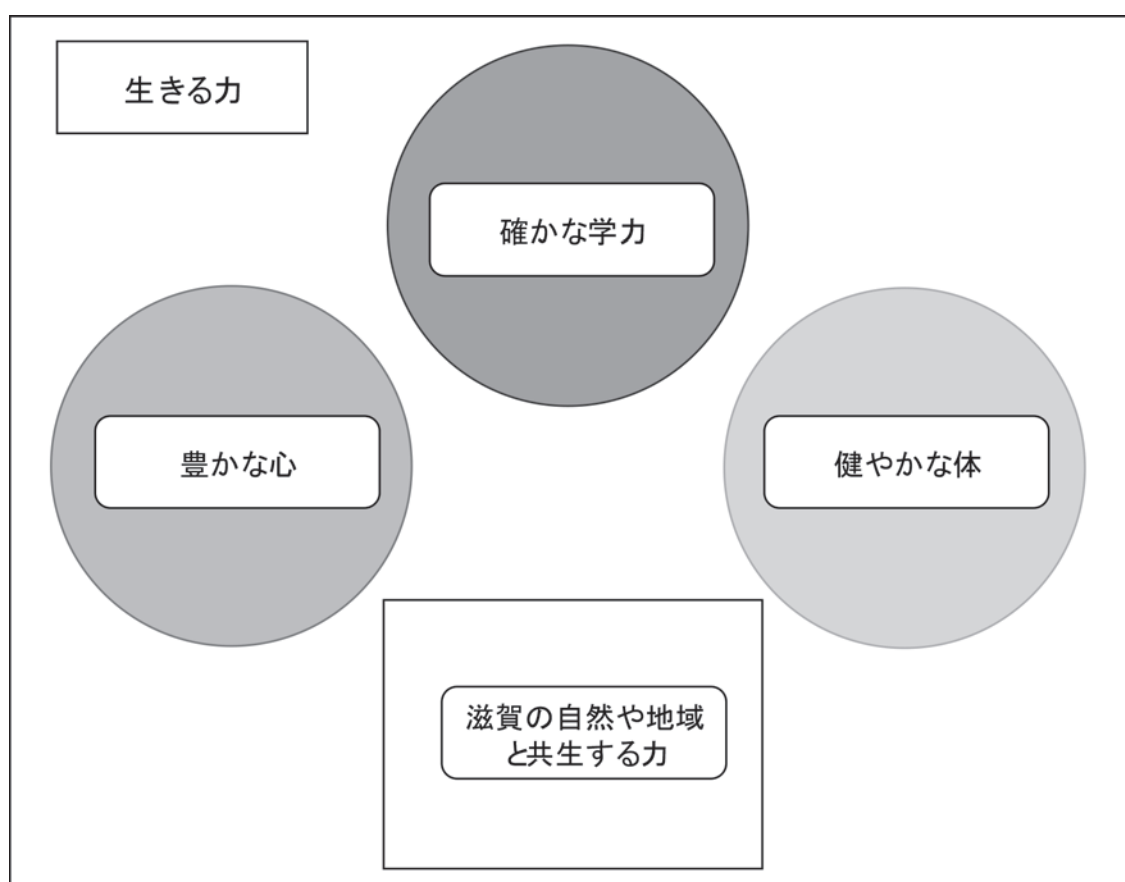


第4章 今後5年間に実施する施策と重点取組

第4章においては、前章で掲げた3つの基本的方向性ごとに、今後5年間に取り組むべき教育施策の柱について整理します。

柱1 子どものたくましく生きる力を育む

本県においては、生きる力を「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3点に、「滋賀の自然や地域と共生する力」を加えたものを指すこととします。



1 「確かな学力」を育む

(1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

〈主な取組〉

- ◆「全国学力・学習状況調査」の結果を基に身に付けるべき力を明確にし、評価問題の作成と実施、その結果の検証等を通じた授業改善を市町教育委員会と連携して図っていきます。また、学力向上プロジェクトチームによる「全国学力・学習状況調査」などの結果のさらなる分析、児童生徒の学習や生活の状況の把握を踏まえた学力向上策の検討を行い、これに向けた手だてを発信し、市町や学校と課題を共有しながら、各学校の実情に応じた改善策を実施します。
- ◆小学校低学年から、学習中の姿勢や聞く態度、発表する態度、課題に取り組む姿勢など学びの姿勢や態度を身に付けさせる指導に努めます。
- ◆基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、朝の 10 分間読書等の読書活動、ペアやグループでのコミュニケーション、説明や発表等、学習指導要領に則り、各教科等を通じた言語活動の充実を推進します。また、観察・実験の機会を増やすとともに、自ら課題を見つけ、探究し、解決するといった探究的、課題解決的な学習の充実を図ります。
- ◆「確かな学力」をより効果的に育てるため、グループで学び合う活動や、自分の考えを伝え合う活動を取り入れた共同的な学び、I C Tの活用を含めた協働型・双方向型の学習を推進します。
- ◆少人数学級編制や少人数指導等の利点を生かし、児童生徒の発表や話し合いの機会を増加させるとともに、一人ひとりの理解の程度や習熟の程度等に応じたきめ細かな指導の一層の推進を図ります。
- ◆学力向上の課題に応じて学校に指導主事を派遣し、教員の指導力向上を図ります。
- ◆子どもの思考力や表現力を高めるために発問を工夫するなど授業改善を図ります。また、児童生徒との質疑応答を通して評価能力を高めるとともに、その学習成果を確かめる評価問題を研究・活用し、授業改善に生かせる力が付くよう指導に努めます。
- ◆学習評価の実施にあたっては、児童生徒の学習意欲を喚起するものとなるよう留意し、教科・科目の特性を踏まえつつ、客観的な把握に基づく信頼性・

妥当性のある評価の充実を図ります。

- ◆放課後等も利用して学習の補充を行うための取組を進めるとともに、家庭と連携して、自ら進んで行う家庭学習、予習復習等の習慣化を図り、学校と家庭の連携による授業づくり、主体的な学びの充実を推進します。
- ◆幼児が遊びの中で好奇心や思考力の芽生えを培うこと、多様な体験を重ねる中で言葉による伝え合いをすることなど、一人ひとりが発達に必要な経験ができるよう、保育の質の向上に向けた取組を充実させます。

(2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

〈主な取組〉

- ◆英語等の外国語能力を育てるため、小学校における外国語活動、中・高等学校の系統的な英語教育等を進めます。高等学校では英語の授業は英語で行うことを基本とし、英語を使って言語活動をするなど、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。また、英検等の技能検定の活用等を促進します。
- ◆語学力やコミュニケーション能力を育むため、ALTの活用や海外留学の促進、大学や国際・留学生交流団体との連携による国際教育の充実、国際交流の推進等を図り、主体性や積極性、チャレンジ精神、異なる文化を持つ人々を受容し、共生することのできる態度や能力等を備えたグローバル人材の育成を目指します。
- ◆コンピュータ等の情報手段を安全で適切に活用できるようにすることや情報社会におけるコミュニケーションのルールやマナーを身に付ける学習活動を推進します。
- ◆インターネット上のトラブル等に関して被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育成を図ります。
- ◆社会の変化に対応した職業教育の充実のため、地域の企業等との連携によるインターンシップ等の体験活動や技術者による指導等の取組を推進します。
- ◆社会的・職業的自立に向けて必要な能力を育成するため、地域や産業界と連携・協働した取組を推進し、幼児期の教育から高等学校までの各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。
- ◆先進的な理数教育の充実を図るため、スーパーサイエンスハイスクールを核として、高大連携により先端的な科学技術に触れる機会を増やすなど、大学や研究機関と連携した取組を推進します。

2 「豊かな心」を育む

(1) 社会性や思いやりの心の育成

子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。

〈主な取組〉

- ◆幼児期においては、身近な大人との信頼関係を基盤に、他の幼児との関わりを通して、他者の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや、「よいこと・悪いこと」に気付くなどの道徳性の芽生えを培います。
- ◆生命の大切さや思いやりの心を育む道徳教育の推進を図るため、指導体制を整えるとともに、読み物資料の活用や魅力的な教材の開発、子どもが活発に考えや意見を発表し合う授業づくりを進めます。
- ◆児童生徒理解と相互の信頼関係に根ざした生徒指導を充実させるとともに、子どもが自主的、主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくような活動を通して、子どもの自己存在感や自己有用感を高め、規範意識の醸成を図ります。
- ◆規範意識や責任感、社会生活上のモラルなどの社会性を培うため、心の教育、子育てをテーマにした講演会の開催など家庭や地域と連携し、啓発活動を推進します。
- ◆豊かな人間性や人間関係を築く力を培うため、人と人との絆を深め、感性を養うとともに、感動、本物、仲間などが実感できる体験活動を意図的、計画的に推進します。また、子どもが質の高い文化芸術に触れ、豊かな心や感受性を育むことができるよう、びわ湖ホールにおいて本物の舞台芸術に触れる「ホールの子」事業など、文化施設における子ども、若者向け公演・展示や体験プログラムの充実を図ります。

(2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

子どもが豊かな人間関係をつくることができるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

〈主な取組〉

- ◆生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼児の発達の段階に応じて、個に応じた保育と協同して遊ぶ経験の充実を図ります。
- ◆人との関わりを深めたり、規範意識の芽生えを培ったり、年下への思いやり

や責任感、年上への憧れや成長の意欲を育むために、幼児期から集団で生活する等、異年齢で関わる機会を設けることを推進します。

- ◆自分も他の人も大切にする集団づくりに向け、児童生徒による自発的、自治的な話し合い活動を進めます。また、学級会や児童会活動・生徒会活動の活性化を図り、子ども自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。
- ◆豊かな人間性や人間関係を築く力を培うため、人と人との絆を深め、感性を養うとともに、感動、本物、仲間などが実感できる体験活動を意図的、計画的に推進します。(再掲)
- ◆性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、子ども一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育成するため、男女共同参画の視点に立ち教育を進めます。
- ◆第 39 回全国高等学校総合文化祭滋賀大会を契機に、文化芸術活動を通して創造性や感性を磨き、多様性を受け入れることのできる豊かな人間性を育みます。

(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成

子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。

〈主な取組〉

- ◆人権を尊重する実践的態度を身に付けるため、身近な教材の活用や「参加・協力・体験」を取り入れた指導方法等について実践・研究を行い、授業改善に努めます。
- ◆一人ひとりを大切にした「環境づくり」「授業づくり」「仲間づくり」の実践・研究を通して、子どもの自尊感情を高め、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。
- ◆子どもが自己実現を図れるよう、課題や背景を学校・園（所）、関係機関が共有しながら支援できる連携体制の充実を図ります。
- ◆教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育に係る指導力の向上を目指す教職員研修の充実を図ります。

3 「健やかな体」を育む

(1) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。

また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、健やかな体の育成に一層取り組みます。

〈主な取組〉

- ◆学校体育の充実を図るための教員の資質向上に向け、体力向上指導者養成研修や武道等の実技講習会、授業実践交流、学校体育研究発表大会等の開催に取り組みます。
- ◆体育・保健体育科の授業では、発達段階を踏まえた体育や保健の体系化と系統性を明らかにした上で、指導内容の明確化を行い、児童生徒の課題解決的な学習を促進し、体力向上支援プログラム（DVD）の活用や研修会の開催等により授業改善の推進を図ります。
- ◆心肺機能や骨の形成、青年期における運動・スポーツ活動や体力の向上の基礎となるよう、公益財団法人滋賀県体育協会や大学等と連携・協力し、家庭でできる実践事例を示すなどの取組を進め、幼児期の運動（遊び）・スポーツ活動の充実を図ります。
- ◆児童の運動習慣の確立のため、学校や地域における1日30分運動を推進します。特に、朝や業間、放課後に、毎日、全校児童が取り組む10分間運動の促進により、「子どもを運動（遊び）好きにするための取組」の一層の推進を図ります。
- ◆第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、子どもがスポーツに関心を持ち、健やかな体を育ていけるよう運動部活動の活性化等に取り組みます。そのために、優れた実践・実績のある学校での実地研修や講習会等による指導者のリーダーとなる教員の育成、公益財団法人滋賀県体育協会や大学等と連携した外部指導者の発掘、派遣など、指導者の育成・確保を進めます。
- ◆学校教育の一環として行う運動部活動に生徒が自主的、自発的に参加し、自己存在感や自己有用感を高めるとともに、学習意欲を向上させ協調性、責任感、連帯感を身に付けられるよう、各学校の実情や生徒の発育発達段階に応じた適切な指導に努めます。また、大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を

強いことがないよう適切な練習時間を設定して、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導に努めます。

- ◆県内の総合型地域スポーツクラブなどにおける、子どもが運動（遊び）、スポーツを体験できるプログラムの提供により、地域コミュニティの場を形成するとともに、スポーツ少年団とも連携することで子どものスポーツ環境の充実に努めます。
- ◆メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患を抱える子どもの増加、喫煙、薬物乱用、性に関する問題等の課題解決に向け、教職員を対象にした講習会・研修会の開催や各種手引き等の活用により、健康教育の充実を図ります。
- ◆子どもの健康教育の推進を図るため、各学校で作成した学校保健計画、保健室経営計画をもとにして、学校保健委員会において学校医、家庭、地域および関係機関の理解と協力を得て、組織的な取組を一層展開します。

(2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭および地域が連携・協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

〈主な取組〉

- ◆子どもの食の自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向け、学校と地域の連携を図り、学校教育活動全体で食育を推進します。そのために、各教科等の指導計画や子どもの実態を踏まえた食に関する指導の全体計画等の作成、PTA行事とタイアップした講習会の開催等による家庭・地域への啓発に取り組めます。
- ◆学校給食に地場産物を活用することで、地域の生産者への感謝の気持ちと食への愛着心を育みます。
- ◆子どもの生活習慣の改善、向上を図るため、望ましい生活リズムを身に付けさせる「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動等において、引き続き家庭や地域と連携した取組を進めます。

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきます。

〈主な取組〉

- ◆文化財関係施設等の人材を学校の教育活動に生かし、出前講座、文化財保存修理の工事見学会や現場説明会、遺跡や出土品を活用した体験学習など、郷土の歴史や文化財を学ぶ機会の充実に努めます。
- ◆博物館、美術館などを利用した子どもの文化・芸術体験等、様々な地域資源を生かした取組を充実し、子どもが多彩な文化に触れるよう努めます。
- ◆琵琶湖博物館の資料を活用した学校利用を促進し、自主的な問題発見と学びを応援する取組を推進します。
- ◆地域社会の一員としての自覚を高めるため、地域の文化財や自然を守る取組などボランティア活動や地域活動へ積極的に参加するよう家庭や地域に働きかけます。

(2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。

〈主な取組〉

- ◆「湖の子」体験学習のプログラムや「やまのこ」森林環境学習のプログラムなどの自然体験活動を実施します。また、自然体験活動の系統的な取組に向け、各発達段階に合わせ、体験活動を効果的に推進します。
- ◆一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識するため、琵琶湖をはじめとする地域環境を生かし、環境問題やエネルギー問題についての教育を充実します。
- ◆自然との共生や環境に配慮した生活、環境保全活動への参加など、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人育てを目指し、環境学習を充実します。
- ◆環境学習に関する情報収集・提供、環境学習の企画支援、人材育成ネットワー

クづくりなど、環境保全行動につながる環境学習を推進します。

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

〈主な取組〉

- ◆発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに即し、幼稚園から高等学校まで一貫性のある指導となるよう小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成を一層進めるとともに、教職員の専門性の一層の向上を図れるよう必要な支援を行います。
- ◆就学先の決定にあたっては、子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう必要な支援を行います。
- ◆インクルーシブ教育システムの構築を踏まえた就学指導が行われるよう、望ましい就学相談システムの構築や、就学相談関係者の専門性の向上を図るため、必要な相談・助言を行います。
- ◆小・中・高等学校に在籍する児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導が充実するよう、教員の特別支援教育に関する研修を進めます。
- ◆県立特別支援学校にあっては、児童生徒の一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応したきめ細かな指導を進め、持てる能力の伸長を図り、教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動を展開します。あわせて、地域の特別支援教育推進の中心的役割を担うセンターとして一層活用されるよう、専門性を高め、福祉等の関係機関との連携を推進しながら機能の充実を図ります。
- ◆県立特別支援学校の在籍者増加への対応策として、平成24年(2012年)10月に作成した「児童生徒増加への対応策」を推進するとともに、障害のある児童生徒の教育環境やインクルーシブ教育システムの構築等に向けて、「望ましい特別支援教育のあり方」を検討し、様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくり、学校間連携を推進します。

(2) 外国人児童生徒等への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

〈主な取組〉

- ◆日本語指導のための教員の加配や非常勤講師の派遣を行い、支援体制の整備を図ります。
- ◆母語による支援が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、教員に対する実践的な研修の実施や母語が理解できる人材の活用による教育支援を行います。
- ◆日本語指導の必要な外国人児童生徒等が所属する学級において、児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、日本語学習教材の活用等を通じた日本語指導を実施します。

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

(1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。また、本人の適性や希望を踏まえ、適切な進路指導を行います。

〈主な取組〉

- ◆子どもが、社会の一員としての役割を果たすとともに、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」など、自立して生きていくために必要な能力や態度を育成することを目標として、教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動等をはじめ教育活動全体を通じてキャリア教育を進めます。また、キャリア教育の実践が、より効果的になるよう、学校ごとに育成しようとする能力や態度の目標を定め、適切に評価を行い、具体的な教育活動の改善につながる取組を推進します。
- ◆将来の社会的・職業的自立を目指し、働く上で必要な能力や態度を養成するため、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点も意識しながら、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。また、コミュニケーション能力をはじめとする社会人・職業人に必要とされる基礎的な能力の向上を図るなど、キャリア形成を支援します。
- ◆職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等必要な価値観を育成し、自己の将来を設計できるようにするため、小学校での職場訪問や社会見学、中学校での「中学生チャレンジウィーク」、高等学校でのインターンシップなどの体験を重視した活動や外部人材の活用等、地域や産業界と連携・協働した取組を推進します。
- ◆職業教育においては、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業生活へ円滑に移行する準備および自己の将来の可能性を広げていくことができるよう、地域の企業等と連携しながら、取組の充実を図ります。

(2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

特別支援学校における個々の児童生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図ります。

さらに、教育、福祉、労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ります。

〈主な取組〉

- ◆生徒たちの就労意欲を高めるとともに、働くことに必要な専門的な技能を身に付け、実践力を高めるため、企業等の知見を生かしながら作業学習の充実を図るとともに、企業等での就業体験を通じて、学校卒業後の職業的自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育の充実を進めます。
- ◆就労先企業および現場実習先企業の一層の開拓を図るとともに、企業等における障害者理解を深め、雇用の促進や就業上の配慮の拡大などについて働きかけていきます。
- ◆学校から働く場への円滑な接続等を支援するため、教育、福祉、労働の各部署の横断的な連携をはじめ、労働局（ハローワーク）や滋賀障害者職業センターなど国の機関、経済団体、各圏域自立支援協議会や障害者働き・暮らし応援センター等、障害のある人の就労を支援する機関との連携を推進し、障害のある生徒の就労に関する情報の共有化を図るなどして就労支援を充実します。

柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる

子どもが育つ上で大切な学校の教育環境の整備とともに、家庭や地域全体の教育力の向上を図るための施策、取組を進めます。また、学校・家庭が地域の一員として、子どもは地域の宝という意識を持ち、互いに連携・協力して子どもを育て、そのことが地域づくりやそこに住む人々の育ちにつながる環境づくりを目指します。

1 魅力と活力ある学校をつくる

(1) 魅力と活力ある学校をつくる

将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていくための力を身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

また、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫など、特色ある学校づくりを進めます。

〈主な取組〉

- ◆豊かな自然、歴史、文化、産業、地域コミュニティなどの様々な地域資源を生かした教育活動を推進し、地域に愛着を持ち、地域に貢献する児童生徒を育成する学校づくりを進めます。
- ◆高等学校に入学する子ども一人ひとりが、充実した学校生活を送る中で、希望する進路を実現し、また自己実現を図ることができるよう、「滋賀県立高等学校再編計画」を着実に実施し、魅力と活力ある学校づくりを推進します。
- ◆時代のニーズに対応した教育内容の見直しや、学校や生徒の実態に応じた創意ある教育課程の編成により、高等学校教育の活性化を図ります。
- ◆専門高校においては、専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得に加え、インターンシップ等の体験活動により、専門分野に必要な実践力を身に付ける職業教育の充実を図るとともに、大学、産業界等との連携などを通じて、社会の変化に対応した職業教育を推進します。
- ◆大学等と連携しながら従来の高等学校教育の枠を超えた先進的な学習プログラムの開発・実践を進め、問題解決力、語学力、幅広い教養等を身に付けた人材の育成を図ります。
- ◆自立に向け必要となる能力を身に付けさせるとともに、進路等に応じて必要となる資質・能力を身に付けさせるため、高等学校ごとに学校の特色や生徒の実態を踏まえた取組を推進します。
- ◆教員の子どもの向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を図るため、少人数学級編制や少人数指導等の実施に必要な教員の配置を検討します。また、教

職員定数の改善について、引き続き国への政策提案を実施します。

(2) 信頼される学校づくり

学校の教育方針や活動について地域住民等からの意見を聞き、学校への理解や協力を得ながら、学校運営の改善に取り組みます。

〈主な取組〉

- ◆保護者や地域住民等と相互理解を図るため、学校ホームページ等を活用した積極的な情報提供を進め、学校評議員制度等を活用して学校関係者の意見を学校運営に反映させることにより、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◆学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながる実効性の高い学校評価に取り組みます。また、学校の現状や課題の分析に基づいて評価の重点項目を見直すとともに、評価の公表にあたっては、アンケート結果に学校独自の分析を加えるなど、わかりやすい公表の仕方を工夫します。
- ◆地域とともにある学校づくりに向けて、学校と地域が組織的に連携・協働する体制をつくる学校支援地域本部事業や放課後子ども教室事業、コミュニティスクールの設置等の取組を推進します。

(3) 私学教育の振興

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、学校運営にかかる支援を推進します。

〈主な取組〉

- ◆学校法人が設置する私立学校の健全な経営と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の人件費等経常的経費に対する助成等を行います。

(4) 高等教育機関を生かす取組の推進

本県では、積極的な大学誘致や大学設置を進めた結果、13 の大学・短期大学、約 38,000 人の学生、約 1,700 人の教員が集まっています。

この「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献する取組を推進します。

〈主な取組〉

- ◆大学を核とした高等教育機関による地域貢献を推進するため、県内大学間の連携を強化するとともに、各種事業を支援することにより、大学・学生と地域の人々等による地域課題の解決や地域活性化に向けた取組を推進します。

- ◆高校生に特色ある学びの機会を提供するとともに、大学に対する理解を深めてもらうため、高等学校と大学との連携による体験講座や公開授業等、環びわ湖大学・地域コンソーシアムによる様々な取組を実施し、県内高等学校教育の活性化等を図ります。

(5) 修学の経済的支援の実施

経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、修学支援を行います。

〈主な取組〉

- ◆経済的理由により進学が困難な生徒への支援のため、修学資金の貸付等を行います。

2 教職員の教育力を高める

(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

教育愛と情熱にあふれ柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教員の育成と資質向上を図るため、OJTを取り入れつつ、高等教育機関とも連携しながら職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。

また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

〈主な取組〉

- ◆指定研修（ステージ研修、職務研修、マネジメント研修）と、希望研修（指導力向上研修、専門研修）を軸として、きめ細かな研修体系の構築に努めます。また、喫緊の教育課題に対応するための研修内容を取り入れるとともに、学校ニーズの把握に努め、研修の充実を図ります。
- ◆幼児期から児童期への学びの連続性を保障するため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のための合同研修の充実を図ります。
- ◆児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力等を育成し、「確かな学力」についての明確な学力観を持ち、子どもの能力を引き出すことのできる力を身に付けるための「授業力を高める研修」の充実を図ります。
- ◆教職員としての感性を高め、組織的対応力・危機管理能力を身に付けるための「生徒指導力を高める研修」の充実を図ります。
- ◆全ての教職員が発達障害等に関する知識・技能を身に付けられるよう、多様な教育的ニーズに応える「特別支援教育に係る研修」の充実を図ります。
- ◆教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育に係る指導力の向上を目指す教職員研修の充実を図ります。（再掲）
- ◆体罰を防止する望ましい指導方法等についての研究を行うとともに、「体罰防止マニュアル」等に基づき教職員のコンプライアンスを徹底します。

(2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

教員を志望する意欲のある大学生等を対象にした「滋賀の教師塾」の取組を充実させ、優秀な人材の確保に努めます。また、教職員一人ひとりの強みを生かし、効果的な人材育成を推進するとともに、それぞれの能力が十分に発揮できる人事配置に努めます。

〈主な取組〉

- ◆教員を志す強い意欲と情熱を持った大学生等を対象に実施している「滋賀の教師塾」の充実を図り、実践的な指導力や使命感を持った滋賀の教育を担う人材の育成・確保に努めます。
- ◆人事に関する様々な仕組みや制度を人材育成の観点から整理・体系化した「(仮称)滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」を策定し、その中で目指すべき教員像を明示するとともに、教員のライフステージに応じて求められる資質・能力を設定し、人材育成を着実に実施していきます。また、人事評価の改善に努め、教職員一人ひとりの能力が十分発揮できるような取組を推進します。
- ◆若手教員の育成を図るためには、日々の教育活動を通して教科指導等の実践力を身に付けることが最も効果的であることから、中堅教員をリーダーとして指名するなどOJTの仕組みを確立し、組織的な推進を図ります。
- ◆学校のマネジメント機能の強化や教員の負担軽減、児童生徒と向き合う時間の確保を図るため、副校長、主幹教諭の配置による学校のマネジメント力強化の推進および配置拡大による指導体制の充実を図ります。
- ◆教員一人ひとりの教科、年齢、適性等を考慮し、個々の持つ経験を生かし、能力が十分発揮できるように適材適所の配置に努めます。
- ◆特別支援教育に関する教員の力量を引き上げるため、小・中・高等学校と特別支援学校との人事交流を図ります。

(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

教職員が心身の健康を確保し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう健康管理に努め、特にメンタルヘルス対策の総合的・体系的な取組を進めるとともに、負担軽減対策等に取り組めます。

〈主な取組〉

- ◆メンタルヘルス対策として、教育啓発や相談事業の実施、休職者に対する復職への支援等、予防段階から現場に復帰するまでの総合的な取組の推進を図ります。
- ◆教職員の疾病の予防や早期発見、早期治療につなげられるよう、健康診断を実施するとともに、事後措置や保健指導、健康相談の充実を図ります。
- ◆教員の負担軽減を図るため、事務作業等の見直しや計画的な実施などの工夫、部活指導にかかる外部指導者の有効な活用、超過勤務の縮減等に取り組めます。

3 安全・安心な学校・地域をつくる

(1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

いじめや不登校等の諸問題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の充実や、専門家や関係機関、地域との連携を進めます。また、いじめ防止対策推進法に基づきいじめから子どもを守るための仕組みづくりに努めます。

〈主な取組〉

- ◆いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を策定し、国や市町、関係機関と連携して、いじめから子どもを守るための仕組みの構築など、総合的な対策に努めます。
- ◆学校は、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめ対策委員会を設置し、学校全体でいじめ対策に取り組みます。
- ◆いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、教職員が日頃から子どもとの信頼関係を築き、子どものSOSを読み取る感性和適切に対応する力量を高めるなど、校内体制の充実を図ります。
- ◆ネットいじめ等、インターネットにかかる問題については、子どもが被害者にも加害者にもならないように指導の充実を図るとともに、PTAや警察等の関係機関との連携を一層推進します。
- ◆子ども自身がいじめを許さない学校づくりに向け、児童会・生徒会によるいじめ問題への取組の充実を図ります。
- ◆いじめの早期発見・早期対応や不登校等の生徒指導上の課題への対策の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を推進します。
- ◆教員の子どもと向き合う時間を確保し、いじめなどの生徒指導上の課題への対応も含めたきめ細かな指導を図るため、少人数学級編制や少人数指導等を行うために必要な教員の配置を検討します。また、教職員定数の改善について、引き続き国への政策提案を実施していきます。
- ◆子どもを守り育てる環境をつくるため、家庭、地域、警察や福祉等の関係機関との緊密な連携を進めるとともに、国・県・市町が情報共有し、一体となって迅速な対応を図る体制づくりに努めます。

(2) 学校安全体制の整備の推進

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や地域と連携した見守り体制を推進します。

また、子どもの学校内での安全を確保するため、学校施設の耐震改修等を進め、教育施設の整備に努めます。

〈主な取組〉

- ◆各学校と地域の協力による防犯体制の確保のため、スクールガードによる見守り体制の推進や児童が作成に関わった通学路安全マップの更新・充実を図ります。
- ◆教職員の危機管理意識を高めるため、不審者侵入時の対処方法を学ぶ研修の実施や各学校における防災教育推進の中核となる教員の育成を図ります。
- ◆学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、早期の耐震化に向け引き続き計画的に取り組めます。
- ◆非構造部材も含めた耐震化や老朽化対策等、さらなる環境改善に向けて必要な整備を図ります。

(3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

自然災害や不審者事案について、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力を身に付け、さらに、地域の一員として防災・防犯活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

〈主な取組〉

- ◆各学校における防災教育の推進体制の整備のため、防災教育推進の中核として学校防災委員会の運営を担当する教員の育成を図ります。また、学校防災教育アドバイザーの専門的な立場からの助言を得ながら推進体制の充実を図ります。
- ◆児童生徒が防災・防犯に対する知識を深めるため、「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」や「学校防災の手引き」等を活用した授業を推進します。
災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を確保することができるよう、教育委員会と防災部局・機関とが連携・協力し、児童生徒の家庭への引き渡し訓練や避難所運営を想定した自治会等との連携による訓練等を推進します。
- ◆子ども自身が様々な暴力から自分を守るために何ができるかを考え、学ぶCAP(子どもへの暴力防止)プログラムの普及を図ります。

4 子育て環境支援の充実を図る

(1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成を進めます。また、全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進や、多様な働き方に対応した良質な保育サービスの提供を進めます。

〈主な取組〉

- ◆幼児教育に関わる、幼稚園、保育所、認定こども園、保健所等が、総合的に機能を発揮し保護者の子育てを支援する取組を推進します。
- ◆地域ぐるみで子どもの育ちを支える体制を構築するため、市町が行う子育てサポーターリーダーの養成や家庭教育支援チームによる相談対応・保護者支援等、地域における多様な人材の参画により、家庭教育を支援します。
- ◆家庭教育力の向上を図るため、子どもの発達段階に応じて、親同士が語り合いを行うことができるよう、「家庭教育学習資料」の充実に努めるとともに、各市町における語り合いを通じた親育ちの学習会の開催をPTAと連携して推進します。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに向け、虐待防止など子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から子どもを守る取組などを進めます。

〈主な取組〉

- ◆児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、関係機関と密接に連携を図ります。スクールソーシャルワーカーによる福祉的な支援のコーディネートや、児童虐待対応教員を中心とした被虐待児の継続的な支援に取り組みます。
- ◆非行防止や立ち直り支援等、子どもの健全育成を図るため関係機関と連携して支援体制の充実を図るとともに、学生ボランティアと協働した継続的な防犯活動（街頭啓発）等を実施します。

(3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支えること

ができるよう、企業・事業所等との連携に努めます。また、働く保護者が子どもや地域と関わることのできる時間を十分に持てるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組の情報提供等を進めます。

〈主な取組〉

- ◆家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を推進し、参加企業・事業所の拡大に努めます。また、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などの支援に努め、質の充実を図ります。
- ◆子育てに関する情報提供や子どもの生活習慣づくりの重要性等にかかる企業等への啓発活動を進めます。

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

(1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。

〈主な取組〉

- ◆学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を担いつつ互いに連携し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進め、様々な体験活動や社会見学、文化財、文化施設の教育への活用などに地域全体で取り組みます。
- ◆地域とともにある学校づくりに向けて、学校と地域が組織的に連携・協働する体制をつくる学校支援地域本部事業や放課後子ども教室事業、コミュニティスクールの設置等の取組を、地域の公民館とも連携しながら推進します。
- ◆企業や団体等が学校において連携授業を行う仕組みとして「しが学校支援センター^{※6}」を整備しており、この仕組みを活用して各学校における企業や団体等との連携授業がより一層行われるよう、周知・啓発に努めるとともに、各校に配置する「学校と地域を結ぶコーディネート担当者」の研修機会の充実を図ります。
- ◆地域への愛着を育てるとともに、より一層の学校と地域の連携を図るため、地域の行事への子どもや学校の参加を推進します。

(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

全ての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図ります。

〈主な取組〉

- ◆社会全体で子どもを育て、教育に関わる気運を高めるため、「滋賀 教育の日」の取組や各種媒体による情報発信を推進します。
- ◆日々子どもと向き合う保護者や教職員の支えとするため、体験に基づいた教育や子育てへの思いや願いを言葉として伝え、これまで本県で育まれた教育にかかる知見や実践を次世代に伝える取組を進めます。

※6 しが学校支援センターでは、学校支援ディレクターを配置し、地域の人材や企業、団体等と学校間のコーディネートを行い、連携授業を推進する取組等を行っています。

柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

県民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学習し、協働することのできる体制やネットワークを整え、それぞれの得た学びを生かして社会に参画し、相互に支え合う環境づくりを推進します。全ての県民が心豊かでいきいきとした人生を築くことができるよう「生涯学習」を振興し、人と人、人と社会のつながりを育むことを目指します。

1 社会的課題に対応した学習の推進

(1) 環境に配慮した社会づくり

持続可能な社会づくりの実現に向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへと転換していくため、環境学習の充実を図ります。

〈主な取組〉

- ◆県民一人ひとりが、地球温暖化問題等を自らの課題として捉え、理解と認識を深め環境配慮行動の実践へつなげられるよう、低炭素社会づくり等にかかる環境学習を行う場の充実を図ります。
- ◆子どもから大人まで、自然体験学習をより実りあるものにするため、目的やテーマを対象に応じて設定することや、体験学習を通しての気づきや感想の分かち合いのステップを組み入れるなど、体系的な自然体験学習の充実を図ります。

(2) 人権尊重と共生の社会づくり

生涯にわたり社会を生きる一人ひとりが人権に対して正しい理解を持ち、全ての人の人にとってより住みやすい社会を形成していくための学習を推進します。

〈主な取組〉

- ◆より多くの県民に、人権に対する理解を広げていくため、研修テーマや研修方法をよりニーズに合ったものにするなど工夫をしながら各種学習会や研究大会等を実施していきます。
- ◆性別による固定的な役割意識にとらわれることなく、一人ひとりがお互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会に向け、家庭、地域社会、職場における取組が加速するよう、情報や学習機会の提供を進めます。
- ◆社会のグローバル化や、少子高齢化による労働人口減少に伴い、外国人住民

の増加や定住化が進む中、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指し、県民が、異なる文化を理解する能力を向上させ、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、日本人住民と外国人住民の交流を図る場や、文化的背景、考え方などの相互理解が促進される場などの学習機会や情報を提供し、国際理解の推進を図ります。

◆外国人住民が安心して生活できるよう、多言語による行政・生活情報、学習機会の提供や生活相談窓口への通訳者の配置等を行います。

◆県民が、地域づくりや政治、経済などの社会の仕組みや社会との関わりについて理解を深める学びを推進します。

(3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

一人ひとりが社会において安全に、よりよく生活していくために、日常の暮らしの中で必要な知識や情報を得られるよう、取組を推進します。

〈主な取組〉

◆高齢者をねらう消費者犯罪やオンラインゲーム、SNSなどによる未成年者をねらう悪質な手口の消費者犯罪が増加していることなどから、幅広い年齢層に向けた出前講座やセミナー等において被害の防止等にかかる学習機会の提供や支援を図るなど、消費者教育を推進します。

◆消費者被害の低年齢化の傾向が見られることから、関係機関からの講師派遣や教材の提供などを得ながら、学校における消費者教育の推進を図ります。

◆交通安全にかかる知識や意識の向上を図るため、警察本部ふれあいチームや学生ボランティア、各警察署および民間交通安全ボランティア等が連携し、交通安全教育車「近江ふれあい号」等の活用や交通安全情報紙の発出等により交通安全教育を推進します。

2 健康づくりと生涯スポーツの振興

(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

年齢や性別、障害等を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域における運動・スポーツ活動の充実を推進します。

〈主な取組〉

- ◆県民の運動・スポーツの習慣化に向け、平成36年(2024年)開催予定の第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会など全国規模の大会の開催を見据え、スポーツ関係団体、健康づくり関係団体等と連携した運動・スポーツの啓発や機会づくり等の取組を一層推進します。また、本県の特徴である琵琶湖を活用したスポーツを振興し、子どもが地域で育つ上で誇りの持てるまちづくりやスポーツを始めるきっかけづくりへとつなげていきます。
- ◆県民の主体的な健康づくりの活動を推進するため、健康づくりに関する啓発や必要な健康情報の提供を行うとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ります。
- ◆県民に夢と感動を与え、地域の活力づくりに寄与することにつながるジュニア選手の発掘・育成を図るため、優秀な選手や指導者を確保するなど、持続的な育成が可能な体制づくりを推進します。また、女性アスリートや指導者への支援を図り、女性が安心して競技できる環境整備に取り組みます。
- ◆障害者のスポーツへの参加機会を拡充していくため、地域におけるスポーツの場づくりや、障害等に関して配慮が必要な事項についての研修を含めた指導者の養成、障害者スポーツの啓発、学校教育における運動・スポーツの活動との連携を推進します。

(2) スポーツ環境の整備・充実

県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。

〈主な取組〉

- ◆県民がスポーツの持つ魅力や醍醐味に触れ、感動を味わうなどスポーツへの関心を高めるきっかけとなるスポーツ観戦の機会を拡大するため、市町、スポーツ団体、企業等と連携し、「観るスポーツ」の情報発信に努めます。
- ◆地域に密着したスポーツ環境である総合型地域スポーツクラブの育成、充実のため、大学生が運営やスポーツ教室の指導者として参画できるよう、仕組みの整備を図ります。また、魅力あるクラブづくりを通じた自主財源確保など、

クラブの自立運営に向けた支援を図ります。

- ◆競技スポーツ、生涯スポーツの指導者の育成に向け、広域スポーツセンター、スポーツ関係団体、大学等との連携による指導者育成システムの充実を図ります。
- ◆県立社会体育施設については、第79回国民体育大会の開催や、県民スポーツ活動の充実を視野に入れて、今後、計画的な整備・充実について検討します。

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

(1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

多様な文化芸術や文化財、そして本県の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュット^{※7}について、「美の滋賀」づくりをはじめとする取組の中で、その魅力を広く発信するとともに、教育・観光等の幅広い分野で活用し、人々が文化芸術や歴史文化に親しむ機会の充実を図ります。また、次代の文化芸術の担い手の育成等を進めます。

〈主な取組〉

- ◆県民が多彩な文化に触れ、地域への理解を深める機会を得られるよう、美術館・博物館等の文化施設の充実を図るとともに、県民の声を反映させながら、特色ある事業展開を進めます。特に近代美術館については、現在休館中の琵琶湖文化館の機能を引き継ぎつつ、特色ある滋賀の「美」の魅力を発信する拠点（新生美術館）となることを目指して、整備に向けての取組を着実に進めます。
- ◆県民の感性や創造性を養うとともに、多様な価値観を受け入れ、共有できる社会づくりを進めるため、アール・ブリュットの発信を進めます。
- ◆子どもが質の高い文化芸術に触れ、豊かな心や感受性を育むことができるよう、文化施設における子どもや若者向けの公演・展示や体験プログラム等の拡充を図ります。びわ湖ホールにおいては、本物の舞台芸術に触れる「ホールの子」事業を推進します。また、陶芸の森においては、創作体験を行う「つちっこ」プログラムを推進します。
- ◆子どもが感動体験を重ねることができるよう、特別支援学校への文化・芸術の専門家の招聘や、障害のある子どもとない子どもが本物の文化芸術に触れ、ともに体験する交流・共同学習等に取り組みます。
- ◆第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会を契機とした文化芸術活動の振興と次代の文化芸術の担い手の育成に向け、各学校における授業や部活動等を通じ、文化芸術の魅力を伝えるなど、普及や啓発の一層の推進を図ります。

(2) 文化財の保存・継承、活用の推進

県内の豊かな有形、無形の文化財を保存・継承し、活用していくために、地域

※7 フランスの芸術家ジャン・デュビュッフェ氏が考案した言葉で、美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から沸きあがる衝動のままに表現した芸術とされています。障害者の芸術だけを指すものではありません。

本県では、戦後間もない時期から糸賀一雄先生ら先人たちが進めてきた福祉施設での自由な造形活動が今も盛んに行われ、優れた作品が数多く生まれています。

の文化財を地域の暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切に
する意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組んでいきます。

〈主な取組〉

- ◆文化財の適切な保存・継承のため、文化財保存基金等を有効に活用した保存
修理等の実施や、地域の人々との協働による保存活用の仕組みづくりなどの
取組を推進します。
- ◆伝統や文化を大切にする意識を高めるため、県内の歴史的建造物や美術工芸
品等の修理現場の公開や説明会、遺跡を生かした講座・探訪事業、祭礼や民
俗芸能の紹介等の事業を推進します。
- ◆地域と博物館をつなぐコア・サポーターであり、地域で文化財の保存・継承
と活用を推進するリーダーとなる人材の育成を図ります。

4 生涯学習の場の充実

(1) 社会教育体制等の整備推進

県民の学びの欲求に応えることができるよう、各市町の公民館等における学習機会の充実に努めるとともに、社会教育関係団体や、高等学校、大学等と連携して学習機会の充実に努めます。

〈主な取組〉

- ◆各市町の社会教育担当者や公民館関係者を対象とした研修会を通じて、地域の課題解決に向けた学習機会の提供や地域活動の支援を目的とした講義の充実を進めます。
- ◆県立高等学校における開放講座の実施や市町、大学等との連携による淡海生涯カレッジの開校などを通じて、県民に向けた生涯学習機会の提供を推進します。
- ◆外国人住民の日本語に関する理解の促進など、市町や関係団体、ボランティアとの連携による学習機会の提供を図ります。

(2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

県民の生涯学習を支援するため、一層、講座情報の収集や未登録団体へ情報提供を働きかけることで「におねっと」の内容充実を図るとともに、利便性の向上を図ります。

また、生涯学習の推進を図るため、公民館、図書館などの地域にある身近な所で、主体的に学習活動が行える、学びの場づくりを支援します。

〈主な取組〉

- ◆様々な主体が実施する学習講座などの情報を一元化し、広く県民に向けた幅広い学習情報や学習機会を提供します。
- ◆身近で気軽な学びの場づくりのため、公民館など地域で行う講座に対して、県・県関係機関、企業・団体等から人材を派遣し、地域の課題に応じた学習ができる環境を整備します。

(3) 読書環境の整備と読書活動の推進

県民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ります。特に、子どもが読書意欲を高め、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

〈主な取組〉

- ◆県民の学びの場を充実する観点から、県立図書館における資料の整備を図るとともに、司書のレファレンス能力など専門性の向上を図ります。
- ◆県立図書館から市町立図書館に対し、図書資料の提供や司書の研修を行うなど、図書館の連携体制の充実に努めます。
- ◆教員の研修や学校図書館の活性化、朝の 10 分間読書の推進等を通じて学校における読書環境を整備し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。また、読書率が低い高校生に向け、ビブリオバトルの普及を図ります。
- ◆家庭における読書の普及・啓発や地域における読書ボランティアの育成・研修を行うなど、家庭・地域・学校を通じて社会全体で子どもの読書を推進します。
- ◆子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について、広く県民への広報・発信を行います。

(4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

県民がボランティア等として学びの成果を生かせるよう、福祉や環境等の分野や、学校支援活動、社会教育施設等における活動の機会提供の充実を図ります。

また、生涯学習を行う人々が、学びを通して多くの人とつながり、学びがより豊かなものになるよう、交流や情報交換の場づくりを支援します。

〈主な取組〉

- ◆ボランティア、NPO 活動に必要な知識や技術に関する学習機会や団体相互の交流、情報交換を行う場などを提供し、活動の活性化やネットワークづくりを支援します。
- ◆学校教育において地域の人々が自らの学びの成果を生かすことができるよう、教育活動の充実のために必要な人材に関する情報の地域への発信やコーディネートを推進します。

重点課題への取組

今後5年間にわたり特に重点を置くべき課題や喫緊の課題について整理して掲げ、それらへの取組について、総合的な推進を図ります。

1 「確かな学力」を育むために

<課題>

○ 学力の向上

平成 25 年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」の結果によると、特に小学校で全国の平均正答率との差が広がっており、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得等が必要です。また、全国と比べ小学校国語の記述式の設問等で正答率が低く、根拠を明確にして自分の考えを書くことや、学習意欲等に課題が見られます。

○ 社会の変化に対応し、新たな時代を切り拓く力の育成

人口減少社会、少子高齢社会の進行や、グローバル化、情報化の進展の中、新しい時代を切り拓く力を備えた人材の育成が求められます。



<方向性>

○ 「確かな学力」の一層の育成

子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善等を進めます。

◆学びの姿勢や態度を身に付ける指導と、基礎・基本の徹底、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲を高める取組

◆探究的、課題解決的な学習の充実、共同的な学び、協働型・双方向型の学習の推進

○ 新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓いていくために必要となる知識・能力の育成を図ります。

◆困難に立ち向かい主体的に課題を解決していく力の育成

◆新たな価値を創造し、イノベーションを実現する人材の育成



<施策・取組>

(1) 学力の向上

ア 学力向上プロジェクトチームによる「全国学力・学習状況調査」の詳細な分析、児童生徒の学習や生活の状況の把握、授業研究や授業改善などの学力向上策の検討

イ 学力向上に向けた手だてを発信し、各市町や学校と課題を共有しながら組織的に改善策を実施

ウ 学びの姿勢や態度を身に付ける指導の充実

エ グループで学び合う活動や共同的な学びの推進

オ 放課後等を利用した学習補充など個に応じたきめ細かな指導の推進

カ 言語力・コミュニケーション能力、外国語能力の育成、国際理解教育・理数教育等の推進

キ スーパーサイエンスハイスクール等、大学や研究機関と連携した取組の推進

(2) 教育力の向上

ア 子どもに一方的に教え込むのではなく、互いに議論させるなど子どもの力を引き出し学習意欲や主体的な学びを導く力、コーディネート力等の向上を図る取組の充実

イ 教職員一人ひとりが十分に能力を発揮できる人員配置への努力

(3) 学ぶための環境を整える

ア 朝読書や業間運動、家庭学習等による学習習慣、生活習慣の一層の改善・定着

イ 学校、家庭、地域等の連携による、社会全体で子どもを育てる環境づくり

ウ 修学支援などの経済的支援

2 いじめを許さず、子どもの「安全・安心」を守るために

<課題>

○ 揺らぐ子どもの「安全・安心」

いじめや体罰の問題、子どもが被害者となる災害や事故、犯罪、不登校などの生徒指導上の課題等に対応し、子どもにとって居心地のよい学校、安全・安心な環境をつくることが求められています。

- ◆ 深刻ないじめや体罰への対応
- ◆ 東日本大震災が浮き彫りにした一層の防災対策の必要性
- ◆ 子どもが犠牲になる事故や犯罪への対策
- ◆ 不登校などの生徒指導上の課題に対する適切な対応



<方向性>

○ 子どもにとって居心地のよい学校づくり

いじめや体罰から子どもを守り、子どもにとって居心地のよい学校づくりを推進します。

○ 学校等における安全・安心の確保

ソフト・ハード両面での学校防災・防犯対策とともに、子どもが自らを守るための知識や技術を身に付ける教育を推進します。

○ 生徒指導上の課題への対応の充実

不登校などの生徒指導上の課題に対応するため、きめ細かな対応を進めます。



<施策・取組>

(1) いじめを許さない教育の推進

- ア いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を策定し、国や市町、関係機関と連携して、いじめから子どもを守るための仕組みの構築など総合的な対策を推進
- イ 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめ対策委員会を設置し、学校全体でのいじめ対策を推進
- ウ 教職員が子どものＳＯＳを読み取ることができる感性と、適切に対応できる力量などの向上
- エ 子どもに対していじめ問題を正しく理解させるとともに、子ども自身がいじめを許さない学校づくりに取り組み、自ら解決していく力を育成
- オ いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための相談体制の充実と家庭・地域および警察や福祉等の関係機関との連携
- カ 国・県・市町が情報共有し、一体となって迅速な対応を図る体制づくり

(2) 体罰のない教育の推進

- ア 体罰を防止する望ましい指導方法等についての研究
- イ 子どもが何でも気軽に話せる環境づくり、相談体制の充実
- ウ 校内における実態把握に必要な体制の整備と、学校と教育委員会の情報共有による迅速な対応の徹底

(3) 防災・防犯対策の推進

- ア 学校におけるソフト・ハード両面での防災・防犯対策、事故防止対策の推進
- イ 子どもが自らの命を守る力を身に付けるための防災・防犯教育、交通安全教育の推進

(4) 生徒指導上の課題への対応

不登校などの学校不適応の未然防止や早期発見を図るため、子どもをとりまく環境の調整を含めた支援の充実

3 「健やかな体」を育むために

<課題>

- **子どもの体力の向上**
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、全国と比べ小学校において体力合計点が依然低い状況にあるなど、体力の一層の向上が求められます。
- **成人スポーツの実施率の向上**
成人の定期的な運動・スポーツ実施率は全国平均を下回っており、誰もが気軽にスポーツに親しめるようにしていく必要があります。
- **子どもの健全な心身の育成**
心身の成長の基礎となる望ましい食習慣や生活習慣を身に付ける必要があります。



<方向性>

- **子どもの運動習慣の確立**
体力向上等の基礎となる力を培うため、学校や地域において小さいころから運動習慣を身に付けるための取組を進めます。
- **生涯スポーツの振興**
県民の運動・スポーツの習慣化に向けた啓発やスポーツに親しむ機会づくりを進めます
- **望ましい食習慣の確立**
子どもの食の自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向け、食育を推進します。



<施策・取組>

(1) 子どもを運動好きにする取組等の一層の推進

- ア 幼児期の運動（遊び）・スポーツ活動を充実させるため、家庭でできる実践事例等を提供
- イ 学校や地域における 1 日 30 分運動、体力向上支援プログラムのDVDを活用した授業実践、学校での 10 分間運動など「子どもを運動（遊び）好きにするための取組」の一層の推進
- ウ 運動部活動活性化のための外部人材も含めた指導者の育成・確保等
- エ 学校体育における指導内容の明確化および授業改善の推進

(2) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

- ア 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会など全国規模の大会の開催を見据え、スポーツ関係団体等と連携した運動・スポーツの啓発や機会づくりの一層の推進
- イ 多様なスポーツ活動を身近で気軽に楽しめる総合型地域スポーツクラブの育成、充実

(3) 学校・家庭・地域が連携・協力した食育の推進

- 食に関する講習会の開催等による家庭・地域への啓発とともに、学校給食への地場産物の活用等に取り組む

4 「近江の心」を受け継ぎ育むために

＜滋賀の教育の特色や強み＞

○ 自然を生かした環境教育

豊かな自然を生かした自然体験活動や実践的な環境教育による自然や地域と共生する力の育成に取り組んできました。

○ 地域資源を活用した教育

本県の豊かな歴史、伝統・文化、偉大な先人の心や実践に学び、これを受け継ぎ生かしていくことで郷土愛を育て、生きる力を育んできました。



＜方向性＞

○ 自然や地域と共生する力を育む

これまでの実践で培った滋賀の教育の特色や強みを生かし、自然や地域と共生する力を一層育てていきます。

○ 「近江の心」を生かす教育

「近江の心」を受け継いで、これを拠り所として、自らの誇りを持ち、困難にもチャレンジして、新しい時代を切り拓いていく人材を育てます。



＜施策・取組＞

(1) 本県の自然や文化、地域に学ぶ体験活動の推進

ア 「湖の子」や「やまのこ」、「たんぼのこ」等の体験活動を意図的、計画的に推進

イ 本物の舞台芸術に触れる「ホールの子」事業や創作体験を行う「つちっこ」プログラムの推進

ウ 学校支援地域本部事業や放課後子ども教室など、地域と連携した取組の推進

エ 地域社会の一員としての自覚を高める取組の推進

オ 地域環境を生かした環境学習の推進

(2) 本県の歴史に学び、親しむ取組の推進

ア 郷土の歴史や文化に学ぶ取組の推進

イ 地域環境を生かした環境学習の推進

(3) 生涯にわたる学びの推進

本県の豊かな歴史に根ざした伝統・文化を生かし、生涯にわたって学び、人と人、人と社会、そして人と自然のつながりを育む

ライフステージごとの重点取組

人が生まれ、育ち、社会を担っていく中で、豊かで充実した生活を送っていくためには、各ライフステージに応じた教育という視点が重要であることから、これまで述べてきた施策をはじめとする取組等についてライフステージごとに整理し、体系的に表します。

1 学校・家庭・地域等の役割と連携

乳幼児期（0～6歳ごろ）

<ライフステージの特色>

- 家族や身近な大人との間に愛着関係を形成する。
- 愛情に基づく関係の中で、人に対する基本的な信頼関係が育まれる。
- 人との関わりを深め興味・関心の対象を広げる。自分以外の他者の存在に気付く。
- 遊びを中心とした友だちとの関わりを通じ、社会性の基礎を獲得する。
- 言葉やイメージで考えることができるようになる



<望まれる教育>

- 自分を大切にする心、他人のことも大切にできる心を育む。
- 人や自然と関わることの楽しさ、人の役に立つ喜びを感じさせる。
- 食事や排せつ、衣服の着脱等の自立や睡眠などの生活リズムの形成を図る。
- 遊びの中で十分に体を動かす。
- 数や言葉に関心を持てるようにする。



幼稚園・保育所・認定こども園、保健所等各主体が総合的に機能を発揮するとともに密接な連携により生きる力の基礎を培う

<家庭>

- 子どもと一緒に話をすることで、対話する力を育む。
- 家族等との間に愛着関係を形成する。
- 基本的な生活習慣を身に付けさせる。

<幼稚園・保育所・認定こども園等>

- 自然や友だちとのふれあいや遊びの機会の充実を図る。
- 道德性の基礎を培う。

<地域>

- あいさつや言葉遣いで大人がよい手本を示すなど地域全体で教育に関わる。

<家庭、幼稚園・保育所・認定こども園等、地域の連携>

- 家庭と幼稚園・保育所・認定こども園等と地域が連携して、生活習慣や学習習慣づくり、遊びの機会の確保、道德性の基礎づくり、対話する力の育成などに取り組む。
- 安全確保や見守り、虐待の早期発見・未然防止など、地域全体で子どもの育ちに関わる。
- 子どもの健康の確保などのため、保健、医療および福祉の各分野が連携する。
- 質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校との円滑な接続を図る。

児童期（6～12歳ごろ）

<ライフステージの特色>

- 言語能力や認識力が高まり、興味や関心が生活の場から外の世界へ広がる。
- 自然への関心が高まる。
- 歴史的な事柄に思いを馳せることができる。
- 知的な活動が充実し、自分を客観的にとらえたり、物事を分析したりできるようになる。
- 友だちや社会への関心が高まる。集団の規則を理解して行動できるようになる。



<望まれる教育>

- 基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。
- 知識・技能を活用し、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する。
- 子どもが自ら学習に取り組む意欲を養う。学習習慣や学習規律を確立する。
- 自分のことを大切にするとともに、他の人も尊重し、思いやる心を育む。
- 集団や社会のルールを守る態度や善悪を判断する力などを身に付け、規範意識の基礎を形成する。
- 自然や美しいものに感動する心など、情緒を涵養する。
- 互いの違いを認め合いともに生きていこうとする態度を育む。
- 自主性、自立性を身に付ける。
- 将来の生き方を考え、夢や希望、あこがれる自己のイメージを持てるよう導く。
- 昔の暮らしや祭り、地域の文化財について関心を深める。



学習習慣や生活習慣の定着、豊かな体験等により、生きる力を育む

<学校>

- 授業を通して言語能力、認識力、自然への関心を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る。また、抽象的、論理的な思考力・判断力・表現力等を身に付けることができるように導く。
- 主体的な学びや共同的な学びに取り組む。
- 身の回りのことへの関心を高め、社会生活のきまりを理解するよう指導する。
- 集団のルールづくりや、集団の目標達成に主体的に関わる力を育てる。
- 係活動や縦割り活動、自然や地域とのふれあいなどの機会を設ける。

<家庭>

- 善悪の判断や基本的な生活習慣の定着を図るとともに、家事の手伝いや役割分担などを通して自主性や規範意識の基礎をつくる。
- 家庭学習の習慣を育て、定着を図る。

<地域>

- 地域全体で教育に関わり、安全・安心の確保のための見守り等を進める。
- ボランティア活動などにより、社会に参加する機会をつくる。

<学校、家庭、地域の連携>

- 学校での学びと家庭学習との連携を図り、子どもの「確かな学力」を育てる。
- 様々な体験活動や、文化財、文化施設の教育への活用などに地域全体で取り組む。また、学校支援地域本部等による学校と地域の連携を推進する。
- 企業等による家庭教育への支援として、滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）による取組を推進する。

青年前・中期（12～18歳ごろ）

<ライフステージの特色>

- 思春期の悩みと混乱を経て、大人の世界の入り口に立つ。
- 親や友だちと異なる自分独自の内面の世界に気づき、悩みや葛藤の中で、自らの生き方を模索し始める。やがて、いかに生きるかという課題に真剣に取り組むようになる。
- 事実だけでなく、仮想の問題についても、論理的な思考ができるようになる。
- 高次の認知能力を備える。知識・技能を主体的、能動的に獲得し、豊富にしながら、自ら選択と決定を行い、独自の人生を歩み始める。



<望まれる教育>

- 自分を見つめ、その個性や適性を伸ばしていくよう導く。
- 自己の行動についての見通しや計画を持つ力、社会の一員として他者の善意や支えに感謝し、これに応える気持ちや、公德心、国際的な視野を育てる。
- 自己を生かせる生き方や進路を考え、勤労観・職業観等必要な価値観を確立し、具体的な職業選択へと進んでいくよう導く。
- 人権の意義や重要性、普遍性を理解できるようにする。
- 地域の文化財を守り、伝統・文化を大切にする心を育む。



一層高度で幅広い知識を身に付けるなど、生きる力の伸長を図り、社会的自立へ導く

<学校>

- 論理や思考などの知的活動やコミュニケーション能力、言語活動、観察・実験などの知識・技能を活用する学習活動に取り組む。
- 幅広い教養を身に付けさせ、得意分野を伸ばす。
- 国際的視野を育てる。
- 学級活動や部活動、生徒会活動を通じ、自己有用感等の獲得を図る。
- 情報社会への正しい知識を身に付け、適切に対応できる力を育てる。
- 社会の変化に対応し、専門分野の知識や実践力の向上を図る職業教育を推進する。
- 社会の一員として、様々な課題に主体的に関わり解決を図ろうとする力を育む。
- 最新の科学技術に触れる大学・研究機関と連携した教育を推進する。
- 運動部活動の活性化などによる体力の向上を図る。

<家庭>

- 大人への移行を果たそうとする子どもを見守り、対話し、理解し合い、将来の職業や進路についてともに考える。

<地域>

- 職場体験や自然体験、ボランティア活動などの場を提供する。
- 伝統・文化に親しみ、これを大切にする心を育てる。

<学校、家庭、地域の連携>

- 学校での教育は、論理や思考などの知的活動や知識・技能を活用する学習活動などにおいて、高度なものになることから、家庭と連携した学びに引き続き取り組む。
- 部活動への地域人材の活用など、地域全体で学校を支援する。

青年後期、成人期（おおむね１８歳以上）

生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会づくりを進める

＜地域全体での取組＞

- 環境に配慮した社会づくりや、人権尊重と共生の社会づくりなど、社会的課題に対応した学習を進め、学習成果を地域や社会に還元していく。
- 運動やスポーツの裾野を広げ、誰もが気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツの振興を図る。
- 本県の豊かな歴史に培われた文化財や多彩な文化、自然などに学び親しむことで、生活を豊かで潤いのあるものにしていく。
- 個人の学びの成果をボランティアやNPO活動、学校教育を支援する活動などに生かす。
- 親同士の語り合いなどを通じた親育ちの学習会等により、家庭教育力の向上を図る。
- 自分自身の知識や経験を生かし、子どもの学びを支援するなど、次世代を育てる取組を進める。
- 学習情報の提供や学習の場づくり、学びの成果を社会に生かす仕組みづくり等により、生涯を通じた主体的な学びを支援し、生涯学習社会づくりを推進する。

2 ライフステージごとの県の取組の整理

生きる力を構成する「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「健やかな心」「豊かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「健やかな心」の4つの分野とともに、「社会で自立する力」について、ライフステージごとに主な取組を整理し、掲げます。

項 目	乳幼児期	児童期	青年前・中期	青年後期・成人期
1 確かな学力 (生涯を通じて学ぶ力の育成)	子育て・家庭教育支援 など	学力向上プロジェクトチームによる学力向上策の検討・実施	全ての人が共に育ち社会を創る生涯学習の振興 社会的課題に対応した学習の推進 県民に向けた生涯学習機会、情報の提供の推進 県立図書館等におけるサービスの充実等	
	保育の質の充実	コミュニケーション活動の充実による言語能力の伸長		
		共同的な学びや探究的、課題解決的な学習の充実		
		グループ学習、ICT活用等による協働型・双方向型の学習		
		少人数学級編制等の利点を生かしたきめ細かな指導		
		子どもの確かな学力を身に付けさせるための授業改善、教員の指導力向上		
		放課後の活用等の学習の補充		
		家庭と連携した家庭学習、主体的な学びの充実の推進		
		外国語能力の育成（外国語活動）（系統的な英語教育）（英語に触れる機会の充実）		
		国際教育の充実、国際交流の推進		
		理数教育の充実	スーパーサイエンスハイスクール、大学、研究機関等との連携	
			社会の変化に対応した職業教育	
		魅力と活力ある学校づくり		
		障害のある子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応したきめ細かな指導の推進指導の推進		
		生涯を通じて学ぶ力の育成		
幼小連携 小中連携 中高一貫・中高連携 高大連携				

項 目	乳 幼 児 期	児 童 期	青 年 前 ・ 中 期	青年後期・成人期
2 豊かな心		規範意識や責任感、社会生活上のモラルなどの社会性、情報モラルの育成 体験活動等の意図的、計画的な推進 児童会・生徒会活動の活性化、自らいじめの未然防止に取り組む活動の推進 道徳教育の推進、全ての子どもに居心地のよい学級づくり 一人ひとりの自尊感情を高める「環境づくり」「授業づくり」「仲間づくり」を推進するための実践・研究 教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育にかかる指導力の向上を図る		多彩な文化・芸術に触れ、親しむ機会の充実
3 健やかな体	家庭・地域における幼児期からの運動支援、運動習慣確立 食の自己管理能力、食習慣の習得などの食育推進	小学校 10 分間運動の検証と充実 運動部活動活性化、指導者の育成・確保の推進 学校体育の充実を図るための教員の資質向上、授業改善の推進 ジュニア選手の発掘・育成		運動の啓発や機会づくり 生涯スポーツ等指導者育成 総合型地域スポーツクラブの育成・充実
4 滋賀の自然や地域と共生する力		自然や伝統・文化を生かした教育活動の推進 持続可能な社会の実現を目指す環境教育の推進 地域の文化財や博物館、美術館等の教育への活用 地域活動等を通して、地域社会の一員としての自覚を高める 文化財講座・史跡探訪、修理・発掘現場の公開等		文化財の適切な保存・継承 伝統・文化を大切に する意識の高揚
5 社会で自立する力	各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育	地域・社会や産業界と連携・協働した取組	就労等に向けた指導や支援 県立特別支援学校キャリア教育総合推進事業の推進	

3 ライフステージに応じた教育の推進に向けて

＜学校をつなぐ＞

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校等それぞれにおいては、子どもの発達に関わりながら、連続性を持って指導・支援していくことが求められます。

各学校等の間における教育内容の連携や、児童生徒の交流など、円滑な接続と一貫した取組を進めることにより、ライフステージをつなぐ教育を推進します。

□幼児期と小学校

- ・幼児期から小学校へ円滑に移行できるように、幼稚園・小学校の教職員による合同の研修会を実施し、接続期の教育課程について理解を促進します。
- ・新入生が小学校の学習や環境になじみにくい状況があることから、幼児と小学生が行事等で交流する機会を積極的に設けるなど、連携を進めます。

□小学校と中学校

- ・小学校における専科指導等専門性を生かした指導の工夫や、小・中学校の教職員による合同の研修会を実施するなど、学習指導や生徒指導について理解を促進します。
- ・中学校の教員による出前授業や小学生の中学校体験入学など、中学校の学習や生活を体験できるよう連携を進めます。

□中学校と高等学校

- ・高等学校における学習や生活に適應できるように、進路説明会や体験入学の機会を設けるなど連携を進めます。
- ・キャリア教育や進路指導に係る連絡協議会など中・高等学校の教員の交流を進めます。
- ・中高一貫教育校における6年間の計画的・継続的な教育活動を展開し、一人ひとりの学力の定着・向上を図り、自己学習力、探求心、表現力のある生徒を育てるとともに、それらの成果の普及に努めます。

□高等学校と大学等

- ・生徒の主体的な進路選択と学習意欲の向上を目指して、大学等での連続講座や研究室への訪問、大学教員による出前講座などを実施し、高等学校と大学等との連携を推進します。

＜各主体・分野をつなぐ＞

教育を担い、支えているのは、教科指導を中心とした教育活動を行う「学校」とともに、言葉や基本的な生活習慣、生活能力を育む「家庭」、多様な人間関係や自然環境を通した学びの場である「地域」などの各主体です。

各ライフステージでは、これらの主体がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら社会全体で子どもを育て、社会と共に育っていくことが求められます。

また、行政においても、教育だけでなく、福祉、労働の各分野との連携が必要です。

そして、各主体や分野がライフステージを通じた教育の視点を持ち、取組をつなげていくことで、ライフステージに応じた教育の一層の推進を図る必要があります。

そのために、各主体がライフステージをつなぐという意識を持ちつつ、相互に連携していけるよう、取組を進めていきます。